

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月24日

天理市教育委員会

教育長 伊 勢 和 彦

天理市教育委員会規則第8号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年4月天理市教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第17条関係）

理由別長期欠席者集計表

年度 月度時点 判定基準：30日以上欠席（年度内累計）

学年	性別	理由別長期欠席者数					在籍児童数
		病気	経済的理由	不登校	その他	計	
1	男						
	女						
	計						
2	男						
	女						
	計						
3	男						
	女						
	計						
4	男						
	女						
	計						
5	男						
	女						

	計						
6	男						
	女						
	計						
総計							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。